

(4) 高度利用地区

本市では、小田急相模原駅前西口地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を指定しています。

高度利用地区の指定状況

No.	1
名称	座間都市計画高度利用地区（小田急相模原駅前西口地区）
決定（変更）告示日	平成5年11月9日（当初） 平成26年3月31日（変更）
告示番号	座間市告示第94号（当初） 座間市告示第32号（変更）
面積	約0.6ha
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	50/10以下
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	20/10以上
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	6/10以下 ※建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項の各号のいずれかに該当する場合にあっては1/10を同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。
建築物の建築面積の最低限度	200㎡以上
壁面の位置の制限	2.0m 4.0m ※壁面の位置の制限について、高さは1階（立体指定）とする。ただし、自動車、自転車駐車場出入口部分、歩行者デッキ、歩行者デッキ階段、歩行者デッキを支えるための柱及び落下防止のための庇を除く。
備考	相模が丘一丁目地内の一部

座間市都市計画高度利用地区区域図

